

1. IMF（国際通貨基金）発行資料および出所の略語

- (1) IFS : International Financial Statistics (2) DOTS : Direction of Trade Statistics
(3) PCPS : Primary Commodity Price Systems

2. 数値：特記しない限り、以下のとおりとする。

- (1) 文中・図表中の「年」は1～12月、「年度」は4月～翌年3月。
(2) 表中の「伸び率」は前年同期比。「－」は実績なし、または負の値に関わる伸び率。「0」は単位未満の数値。直接投資金額の「△」は引き揚げ超過。「n.a.」は数値が不明、入手できない、あるいは算出できないことを示す。
(3) 単位未満の数値を使って表計算している場合、合計、構成比、伸び率でずれが生じることがある。また、「合計」「総計」にその他を含むことがある。

3. 国・地域分類：特記しない限り、以下のとおりとする。

- (1) APEC（アジア太平洋経済協力会議）：オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、米国、ベトナム
(2) ASEAN（東南アジア諸国連合）：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
(3) 香港、台湾：独立したエコノミーとして扱う。
(4) EU:ユーロ圏（オーストリア、ベルギー、キプロス、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、クロアチア）、非ユーロ圏（ブルガリア、チェコ、デンマーク、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スウェーデン）の計27カ国
(5) EFTA（欧州自由貿易連合）：アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス
(6) 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）：米国、メキシコ、カナダ
(7) GCC（湾岸協力会議）諸国：アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア
(8) メルコスール:アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ボリビア（ベネズエラは資格停止中）
(9) RCEP（地域的な包括的経済連携）協定:ASEAN、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド
(10) CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定）：オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム、英国

4. 基準時点：特記しない限り、本報告の記述は2025年6月末時点のものである。